

# 令和5年度集団指導

障害福祉事業課 療育支援班

## 目次

- 1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
- 2 療育支援事業について
- 3 医療型短期入所開設支援事業について
- 4 障害児通所支援事業所の指定申請・更新等について

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

## 1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

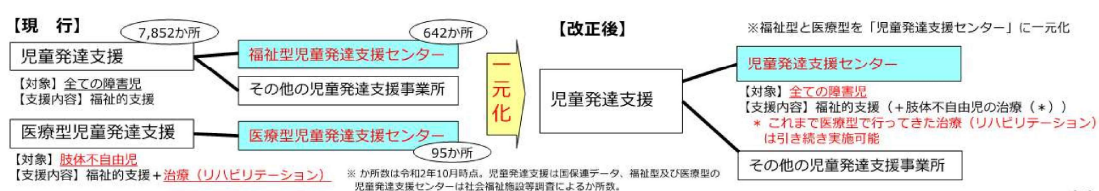
障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

○児童発達支援センターの基準・基本報酬について、**福祉型・医療型の類型を一元化**すると

ともに、**福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化**

・児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める

・**人員基準については3年(令和9年3月31日までの間)、設備基準については当分の間経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく支援を可能とする。**



11

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進①

○支援において、**5領域を全て含めた総合的な支援を提供すること**を基本とし、支援内容について事業所の**個別支援計画等において5領域(※)とのつながりを明確化した上で提供すること**を求める。

(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表を求めるとともに、**未実施減算(支援プログラム未公表減算)を設ける。**

※支援プログラム未公表減算は**令和7年4月1日から適用**

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進②

○基本報酬について、**極めて短時間の支援(30分未満)**は算定対象から**原則除外**するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に**応じた評価が可能**となるよう、支援時間による区分を設ける。

・支援時間による区分は「**30分以上1時間30分以下**」、「**1時間30分超3時間以下**」、「**3時間超5時間以下**」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)。

○「児童指導員等加配加算」の評価基準を変更、及び「専門的支援加算・特別支援加算」を統合する。

《児童指導員等加配加算》		《専門的支援加算・特別支援加算》	
<b>【現行】</b>	理学療法士等を配置 75～187単位/日 児童指導員等を配置 49～123単位/日 その他の従業者を配置 36～90単位/日	<b>【現行】</b>	○専門的支援加算 理学療法士等を配置 75～187単位/日 児童指導員を配置 49～123単位/日 ○特別支援加算 54単位/回
<b>↓</b>		<b>↓</b>	
<b>【改定後】</b>	児童指導員等を配置 常勤専従・経験5年以上 75～187単位/日 常勤専従・経験5年未満 59～152単位/日 常勤換算・経験5年以上 49～123単位/日 常勤換算・経験5年未満 43～107単位/日 その他の従業者を配置 36～90単位/日	<b>【改定後】</b>	○専門的支援体制加算 49～123単位/日 専門的支援実施加算 150単位/回 (原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで) ※体制加算：理学療法士等を配置 (放デイは2回～6回まで) 実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

## 3. 障害児入所施設における支援の充実

<p><b>①地域生活に向けた支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《<b>運営基準</b>》</li> <li>○ 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)</li> <li>○ 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価(体験利用支援加算)</li> <li>○ <b>職業指導員加算</b>について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す</li> </ul>	<p><b>新設《移行支援関係機関連携加算》</b> 250単位/回(月1回まで)</p> <p><b>新設《体験利用支援加算》</b> (Ⅰ) 宿泊 700単位/日(1回3日・2回まで) (Ⅱ) 日中活動 500単位/日(1回5日・2回まで)</p>
<p><b>②小規模化等による質の高い支援の提供の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める《<b>運営基準</b>》</li> <li>○ <b>小規模グループケア加算</b>について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す</li> <li>○ <b>基本報酬(主として知的障害児に支援を行う場合)</b>について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上～40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)</li> </ul>	<p><b>《小規模グループケア加算》</b> <b>【現行】</b> 240単位/日 サテライト型+308単位/日 ※専任の児童指導員等を1以上(サテライト型は2以上)配置 <b>【改定後】</b> 規模に応じて186～320単位/日 サテライト型+378単位/日 ※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置</p>
<p><b>③支援ニーズの高い児への支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>強度行動障害児特別支援加算</b>について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す</li> <li>○ 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)</li> </ul>	<p>※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(Ⅰ)広域的支援人材による支援：1000単位/日(月4回まで) (Ⅱ)他施設等からの受入れ：500単位/日(いずれも3月以内)も創設</p> <p><b>《強度行動障害児特別支援加算》</b> <b>【現行】</b> 781単位/日 加算開始から90日間+700単位/日 <b>【改定後】</b> (Ⅰ)(児基準20点以上) 390単位/日 (Ⅱ)(児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし ※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置</p> <p><b>新設《要支援児童加算》</b> (Ⅰ)(関係機関と連携した支援) 150単位/回(月1回まで) (Ⅱ)(心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回(月4回まで)</p>
<p><b>④家族支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価(家族支援加算)</li> </ul>	<p><b>新設《家族支援加算》</b>(Ⅰ・Ⅱそれぞれ月2回まで) (Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回 施設等で対面 100単位/回 ワライン 80単位/回 (Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 ワライン 60単位/回</p>

# 千葉県障害児等療育支援事業

---

## 【目的】

障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 【概要】

在宅の療育に問題を抱える障害児・保護者への支援を目的とした千葉県独自の事業。各支援項目に単価を設定し、年度毎に契約をした県内の事業所の支援実績に基づき四半期毎に支払いを行う。

## 【事業の内容】

主に、**相談支援事業**、**療育支援事業**、**施設支援指導事業**の3種類

### ○相談支援事業

有資格者が、在宅障害児及びその家族に対し、療育に関する相談支援を行う。

### ○療育支援事業

有資格者が、在宅障害児等に対し、各種の療育支援を行う。

### ○施設支援指導事業

有資格者を派遣し、障害児通所支援及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児等の療育に関する技術の指導を行う。

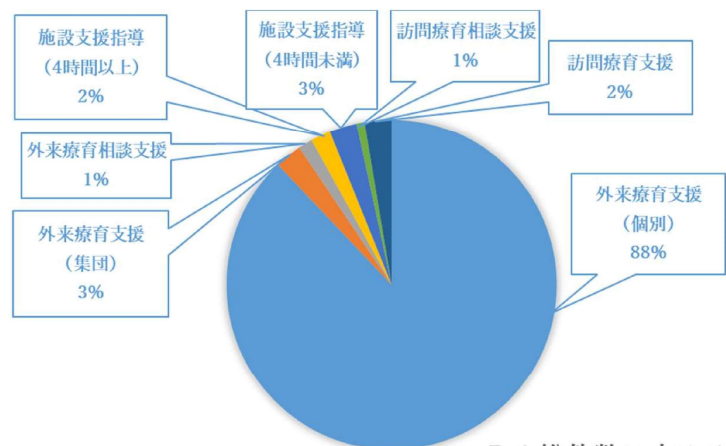
(全5種類)

- ・訪問療育相談支援事業
- ・訪問療育支援事業
- ・外来療育相談支援事業
- ・外来療育支援事業
- ・施設支援指導事業

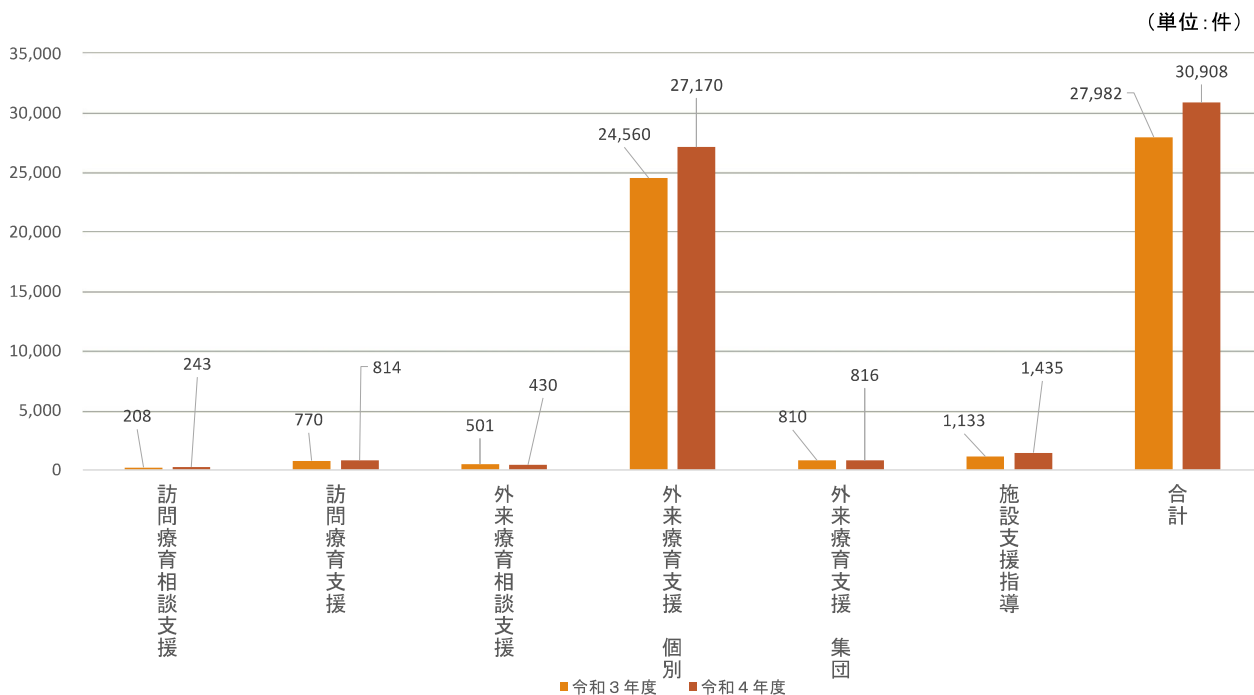
## 【実績】

令和5年度  
受託事業所 58  
当初予算額 99,000,000円

令和4年度  
受託事業所 55  
当初予算額 99,000,000円



R4 総件数に占める割合



## 【令和6年度の募集について】

○3月中にホームページを更新予定です。

○検索ワード「千葉県障害児等療育支援事業の実施事業者の募集について」

(URL)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoushamuke/jidou/ryouikushien/jigyoushaboshu.html>

○お問い合わせ先

障害福祉事業課 療育支援班

043-223-2336